

## 西宮市子ども・子育て支援事業計画（素案）の修正事項について

こども支援局 新制度準備室 新制度準備課



パブリックコメントのご意見及び西宮市子ども・子育て会議での審議等を踏まえて修正した事項（新旧対照表）

No	該当ページ	修正前	修正後																																	
1	p.22	<p>第4編 子ども・子育てを取り巻く本市の現状</p> <p><b>1.人口の動向</b></p> <p>(2) 出生の動向</p> <p>図表6 合計特殊出生率の推移</p> <p>H21～H24の各年の合計特殊出生率をグラフ化</p> <table border="1"> <caption>図表6 合計特殊出生率の推移 (H21～H24)</caption> <thead> <tr> <th>年</th> <th>全国</th> <th>西宮市</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>H21</td> <td>1.37</td> <td>1.30</td> </tr> <tr> <td>H22</td> <td>1.39</td> <td>1.34</td> </tr> <tr> <td>H23</td> <td>1.39</td> <td>1.33</td> </tr> <tr> <td>H24</td> <td>1.41</td> <td>1.36</td> </tr> </tbody> </table>	年	全国	西宮市	H21	1.37	1.30	H22	1.39	1.34	H23	1.39	1.33	H24	1.41	1.36	<p>第4編 子どもや子育てに関する本市の現状</p> <p><b>1.人口の動向</b></p> <p>(2) 出生の動向</p> <p>図表6 合計特殊出生率の推移</p> <p>H21～H25の各年の合計特殊出生率をグラフ化</p> <table border="1"> <caption>図表6 合計特殊出生率の推移 (H21～H25)</caption> <thead> <tr> <th>年</th> <th>全国</th> <th>西宮市</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>H21</td> <td>1.37</td> <td>1.30</td> </tr> <tr> <td>H22</td> <td>1.39</td> <td>1.34</td> </tr> <tr> <td>H23</td> <td>1.39</td> <td>1.33</td> </tr> <tr> <td>H24</td> <td>1.41</td> <td>1.36</td> </tr> <tr> <td>H25</td> <td>1.43</td> <td>1.37</td> </tr> </tbody> </table>	年	全国	西宮市	H21	1.37	1.30	H22	1.39	1.34	H23	1.39	1.33	H24	1.41	1.36	H25	1.43	1.37
年	全国	西宮市																																		
H21	1.37	1.30																																		
H22	1.39	1.34																																		
H23	1.39	1.33																																		
H24	1.41	1.36																																		
年	全国	西宮市																																		
H21	1.37	1.30																																		
H22	1.39	1.34																																		
H23	1.39	1.33																																		
H24	1.41	1.36																																		
H25	1.43	1.37																																		
2	p.37	<p>第5編 計画の施策内容</p> <p><b>1.教育・保育、地域子ども・子育て支援事業の提供区域の設定</b></p> <p>(2) 教育・保育の提供区域について</p> <p>本市は、市域中央を六甲山系が東西に横断し、これを境に大きく北部と南部の2地域に分かれるといった地理的特性があります。</p> <p>- 略 -</p> <p>ただし、各事業における、施設整備やサービスの提供にあたっては、西宮市幼児期の教育・保育審議会で示されたブロック分けを基本にきめ細かなサービスを展開していきます。</p>	<p>第5編 計画の施策内容</p> <p><b>1.教育・保育、地域子ども・子育て支援事業の提供区域の設定</b></p> <p>(2) 教育・保育の提供区域について</p> <p>本市は、市域中央を六甲山系が東西に横断し、これを境に大きく北部と南部の2地域に分かれるといった地理的特性があります。</p> <p>- 略 -</p> <p>ただし、<b>新設整備やサービスの拡充など各事業の提供にあたっては、西宮市幼児期の教育・保育審議会で示された小学校区に応じた幼稚園、保育所、小学校の連携ブロックを基本としたブロック分けを用いて、きめ細かなサービスを展開していきます。</b></p>																																	

パブリックコメントのご意見及び西宮市子ども・子育て会議での審議等を踏まえて修正した事項（新旧対照表）

No	該当ページ	修正前	修正後
3	p.42	<p>第5編 計画の施策内容</p> <p><u>2.教育・保育の量の見込み及び確保方策</u></p> <p>(5)1号認定・2号認定(学校教育の利用希望)の量の見込み及び確保方策</p> <p>表(H27~H31の各年の量の見込み及び確保方策の数値)</p>	<p>第5編 計画の施策内容</p> <p><u>2.教育・保育の量の見込み及び確保方策</u></p> <p>(5)1号認定・2号認定(学校教育の利用希望)の量の見込み及び確保方策</p> <p>表(平成27年4月の利用定員が確定したため、最新の数値に更新)</p>
4	p.43	<p>第5編 計画の施策内容</p> <p><u>2.教育・保育の量の見込み及び確保方策</u></p> <p>(6)2号認定(学校教育の利用希望以外)の量の見込み及び確保方策</p> <p>表(H27~H31の各年の量の見込み及び確保方策の数値)</p>	<p>第5編 計画の施策内容</p> <p><u>2.教育・保育の量の見込み及び確保方策</u></p> <p>(6)2号認定(学校教育の利用希望以外)の量の見込み及び確保方策</p> <p>表(平成27年4月の利用定員が確定したため、最新の数値に更新)</p>
5	p.43~ p.44	<p>第5編 計画の施策内容</p> <p><u>2.教育・保育の量の見込み及び確保方策</u></p> <p>(7)3号認定の量の見込み及び確保方策</p> <p>表(H27~H31の各年の量の見込み及び確保方策の数値)</p>	<p>第5編 計画の施策内容</p> <p><u>2.教育・保育の量の見込み及び確保方策</u></p> <p>(7)3号認定の量の見込み及び確保方策</p> <p>表(平成27年4月の利用定員が確定したため、最新の数値に更新)</p>

パブリックコメントのご意見及び西宮市子ども・子育て会議での審議等を踏まえて修正した事項（新旧対照表）

No	該 当 ページ	修 正 前	修 正 後
6	p.44	<p>第5編 計画の施策内容</p> <p><b>2. 教育・保育の量の見込み及び確保方策</b></p> <p>(8) 今後の方向性について</p> <p>教育・保育の量の見込みに対しては、引き続き、既存の認定こども園、幼稚園、保育所や小規模保育等の地域型保育事業で入所枠を確保していきます。</p> <p>また、2号認定・3号認定子どもの量の見込み(保育需要)については、今後も増加していくものと考えていますが、将来的に予想される保育施設の供給過剰を避けるため、今後の保育所の待機児童対策にあたって、</p> <p>まずは、既存幼稚園から認定こども園への移行を促進し、既存施設の活用を図ることで、2号認定・3号認定子どもの入所枠を拡大していきます。</p> <p>さらに、特に保育需要の高い3号認定子どもについては、認定こども園のほか、保育需要の地域偏在や年齢偏在に対応する有効な施策として進めてきた小規模保育事業について、認可外保育施設からの転用等の取り組みを進めていきます。</p> <p>上記のことから、新設保育所の整備については、既存施設の配置状況や地域の保育需要を踏まえて検討していきます。</p>	<p>第5編 計画の施策内容</p> <p><b>2. 教育・保育の量の見込み及び確保方策</b></p> <p>(8) 今後の方向性について</p> <p>教育・保育の量の見込みに対し、引き続き、既存の認定こども園、幼稚園、保育所や小規模保育等の地域型保育事業で入所枠を確保していきます。</p> <p>2号認定・3号認定子どもの量の見込み(保育需要)については、<b>今後も増加傾向にあることから、入所枠の拡大に取り組んでいく必要があります。</b></p> <p><b>しかしながら、就学前児童数は減少傾向にあることから、地域の保育需要など将来の少子化を見据えた施設の適正配置についても検討していく必要があります。</b></p> <p><b>こうしたことから、保育所の待機児童対策にあたっては、保育所整備や既存幼稚園から認定こども園への移行を促進することで、2号認定・3号認定子どもの入所枠を拡大していきます。</b></p> <p><b>また、特に保育需要の高い3号認定子どもについては、保育需要の地域偏在や年齢偏在に対応する有効な施策として進めてきた小規模保育事業について、職員配置における有資格者の割合が高いA型を中心に整備を進めることとし、認可外保育施設からの移行支援などにも取り組みながら充実に努めてまいります。</b></p>

パブリックコメントのご意見及び西宮市子ども・子育て会議での審議等を踏まえて修正した事項（新旧対照表）

No	該 当 ページ	修 正 前	修 正 後
7	p.45	<p>第5編 計画の施策内容</p> <p><b>3. 地域子ども・子育て支援事業の量の見込み及び確保方策</b></p> <p>1. 利用者支援事業</p> <p>(1) 事業内容</p> <p>- 略 -</p> <p>本市では、平成26年1月から市役所本庁舎1階に「こども支援案内窓口」を設置し、子育てコンシェルジュを配置して「特定型」を実施しています。</p> <p>(4) 今後の方向性</p> <p>- 略 -</p> <p>特定型については、保育コンシェルジュの機能として、教育・保育に関する相談に応じ、個別のニーズに合った保育サービスの情報提供を行うことで、保護者ニーズと保育サービスを結びつけ、それぞれのニーズに適したサービスの提供を行います。</p>	<p>第5編 計画の施策内容</p> <p><b>3. 地域子ども・子育て支援事業の量の見込み及び確保方策</b></p> <p>1. 利用者支援事業</p> <p>(1) 事業内容</p> <p>- 略 -</p> <p>本市では、平成26年1月から市役所本庁舎1階に「こども支援案内窓口」を設置し、子育てコンシェルジュを配置して「特定型」を実施しています。</p> <p>保護者からの相談を受け、それぞれのニーズに合った子育て支援サービスについて情報を提供する専門の相談員</p> <p>(4) 今後の方向性</p> <p>- 略 -</p> <p>特定型については、市役所本庁舎1階に設置する「こども支援案内窓口」に子育てコンシェルジュを配置し、教育・保育に関する相談に応じるとともに、ニーズに合った保育サービスの情報提供を行うことで、保護者ニーズと保育サービスを結びつけ、それぞれのニーズに適したサービスの提供を行います。</p>

パブリックコメントのご意見及び西宮市子ども・子育て会議での審議等を踏まえて修正した事項（新旧対照表）

No	該当ページ	修正前	修正後
8	p.47	<p>第5編 計画の施策内容</p> <p>3. 地域子ども・子育て支援事業の量の見込み及び確保方策</p> <p>3. 実費徴収に係る補足給付を行う事業（新規）</p> <p>新規事業となりますので、国から具体的な内容等が示され次第、計画に反映させていくこととします。</p>	<p>第5編 計画の施策内容</p> <p>3. 地域子ども・子育て支援事業の量の見込み及び確保方策</p> <p>3. 実費徴収に係る補足給付を行う事業（新規）</p> <p><b>（1）事業内容</b></p> <p>市が定める保育料とは別に、教育・保育施設等に対して保護者が支払うべき給食費（食材料費）及び教材費・行事費について、保護者の世帯所得の状況等を勘案し、その費用の一部を補助する事業</p> <p><b>対象者</b> 生活保護受給世帯</p> <p><b>補助項目</b></p> <p>給食費（食材料費）</p> <p>基準額を上限に、国が定める公定価格において、給食費（食材料費）が含まれていない1号認定こどもの副食費相当額を補助する。</p> <p>教材費・行事費等</p> <p>基準額を上限に、認定区分にかかわらず、日用品、文房具等の購入に要する費用及び行事への参加に要する費用を補助する。</p> <p><b>基準額</b> 給食費（食材料費）：4,500円/月 教材費・行事費等：2,500円/月</p> <p><b>（2）今後の方向性</b></p> <p>当該事業については、国の実施要綱等に基づき、実施していきます。また、国の子ども・子育て会議における審議の中で、さらなる財源が確保できた際には、対象者の範囲を市民税非課税世帯まで拡大することとされていることから、引き続き、国の動向を注視していきます。</p>

パブリックコメントのご意見及び西宮市子ども・子育て会議での審議等を踏まえて修正した事項（新旧対照表）

No	該当ページ	修正前	修正後
9	p.48	<p>第5編 計画の施策内容</p> <p>3. 地域子ども・子育て支援事業の量の見込み及び確保方策</p> <p>4. 多様な主体の参入促進事業（新規）</p> <p>新規事業となりますので、国から具体的な内容等が示され次第、計画に反映させていくこととします。</p>	<p>第5編 計画の施策内容</p> <p>3. 地域子ども・子育て支援事業の量の見込み及び確保方策</p> <p>4. 多様な主体の参入促進事業（新規）</p> <p><b>（1）事業内容</b></p> <p>新規参入事業者に対する相談・助言等巡回支援や、私学助成（幼稚園特別支援教育経費）や障害児保育事業の対象とならない特別な支援が必要な子どもを認定こども園で受け入れるための職員の加配に要する費用を補助する。</p> <p>新規参入施設への巡回支援事業</p> <p>新規参入事業者に対し、当該施設等における事業の進捗状況等に応じて、市の支援チームにより、次のいずれか1つ又は複数の事業を実施する。</p> <p>事業開始前における事業運営や事業実施に関する相談・助言、各種手続きに関する支援等を行う事業</p> <p>事業開始後、事業運営が軌道に乗るまでの当面の間、保護者や地域住民との関係構築や、利用児童への対応等に関する実地支援、相談・助言等を行う事業</p> <p>小規模保育事業の連携施設のあっせんなど、事業実施にあたっての連携先の紹介等を行う事業</p> <p>小規模保育事業の連携施設に係る経過措置として、支援チーム自らが連携施設に代わる巡回支援等を行う事業</p> <p>その他、新規参入事業者が円滑に事業を実施できるよう、市が適当と認めた事業</p>



パブリックコメントのご意見及び西宮市子ども・子育て会議での審議等を踏まえて修正した事項（新旧対照表）

			<p>認定こども園への特別支援教育・保育経費補助事業          認定こども園において、私学助成（幼稚園特別支援教育経費）          や障害児保育事業の対象とならない特別な支援が必要な子ども          を受け入れている場合、その費用の一部を補助する。</p> <p>（２）今後の方向性          本市では、平成 25 年 4 月から、保育士 4 名を家庭的保育事業、          小規模保育事業の専任の支援員として配置し、保健師や栄養士とも          連携を図りながら、各施設を巡回して、きめ細かなサポートを行っ          ています。さらに、施設数の増加に合わせて、支援員を増員し対応          しています。</p> <p>今後も、家庭的保育事業、小規模保育事業への巡回支援を行うこ          とにより、質の向上に努めていきます。また、認定こども園への特          別支援教育・保育経費補助事業については、事業の趣旨を踏まえ、          適切な支援が行えるよう検討していきます。</p>
--	--	--	---

パブリックコメントのご意見及び西宮市子ども・子育て会議での審議等を踏まえて修正した事項（新旧対照表）

No	該 当 ペー ジ	修 正 前	修 正 後
10	p.50	<p>第5編 計画の施策内容</p> <p><u>3. 地域子ども・子育て支援事業の量の見込み及び確保方策</u></p> <p>5. 放課後児童健全育成事業（留守家庭児童育成センター）</p> <p>（4）今後の方向性</p> <p>- 略 -</p> <p>今後は、こうした状況や将来的に児童数が減少することが予想されることから、小学校区ごとに利用ニーズを把握し、定員の弾力化や公共施設の有効活用等を念頭に、確保方策を検討していくこととし、高学年のニーズについては、施設の状況等を勘案し、順次、対象学年を拡大していくことを検討していきます。</p> <p>（5）放課後の子どもの居場所</p> <p>- 略 -</p> <p>また、居場所の提供だけではなく、学習（宿題）や体験、運動、あそびのプログラム等、質の高いサービスを継続的に提供する必要もあります。</p> <p>今後は、各種放課後事業の役割や機能の連携を活かした運営の一体化について検討を進めるため、市内部の関係部局において、全小学校での校庭開放事業のほか、余裕教室、放課後等に一時的に使われていない教室や社会教育施設等を活用することや教育と福祉の連携方策等の検討を進めていきます。</p>	<p>第5編 計画の施策内容</p> <p><u>3. 地域子ども・子育て支援事業の量の見込み及び確保方策</u></p> <p>5. 放課後児童健全育成事業（留守家庭児童育成センター）</p> <p>（4）今後の方向性</p> <p>- 略 -</p> <p>今後は、こうした状況や将来的に児童数が減少することが予想されることから、小学校区ごとに利用ニーズを把握し、定員の弾力化や公共施設の有効活用等を念頭に、確保方策を検討していくこととし、高学年のニーズについては、施設の状況等を勘案し、順次、対象学年を拡大していくことを検討していきます。</p> <p><b>さらに、40名定員の実施や静養スペースの確保、児童一人あたりの面積基準の引き上げ等、国基準の早期実現をめざします。</b></p> <p>（5）放課後の子どもの居場所</p> <p>- 略 -</p> <p>また、居場所の提供だけではなく、学習（宿題）や体験、運動、あそびのプログラム等、質の高いサービスを継続的に提供する必要もあります。</p> <p>今後は、<b>全小学校での校庭開放事業や、空き教室、社会教育施設等を活用した学習室開放事業等、教育と福祉が連携し、各種放課後事業の役割や機能を活かした運営の一体化も含めた総合的な検討を進めていきます。</b></p>

パブリックコメントのご意見及び西宮市子ども・子育て会議での審議等を踏まえて修正した事項（新旧対照表）

No	該当ページ	修正前	修正後
11	p.65 ～ p.66	<p>第5編 計画の施策内容</p> <p><b>4. 子ども・子育て支援給付にかかる教育・保育の一体的な提供やその推進体制の確保</b></p> <p>(4) 質の高い教育・保育の提供について</p> <p>教育・保育の質の向上を図るため、本市ではこれまで待機児童の解消に向けた保育の量的拡大と合わせて様々な取り組みを進めてきました。</p> <p>- 略 -</p> <p>さらに、保育士の配置についても国基準を上回る配置に努めています。</p> <p>保育ルームや小規模保育等に対しては、保健師の巡回や運営をサポートする保育士の配置など体制の強化を図り、</p> <p>認可外保育施設には、年1回指導監査を実施し、必要に応じて改善指導を行うほか、保育の質の向上を図るための様々な研修を実施しています。</p> <p>今後は、全国的に課題となっている保育士不足の解消に努めるとともに、処遇のさらなる改善についても検討していきます。特に保育士の確保対策として、関係機関との連携を図りながら、潜在保育士の再就職を支援する取り組みを実施していきます。</p>	<p>第5編 計画の施策内容</p> <p><b>4. 子ども・子育て支援給付にかかる教育・保育の一体的な提供やその推進体制の確保</b></p> <p>(4) 質の高い教育・保育の提供について</p> <p>教育・保育の質の向上を図るため、本市ではこれまで待機児童の解消に向けた保育の量的拡大と合わせて様々な取り組みを進めてきました。</p> <p>- 略 -</p> <p>さらに、保育士の配置についても国基準を上回る配置に努めています。</p> <p><b>今後も、保育環境の向上を図るよう努めていくとともに、特に幼保連携型認定こども園について、1、2歳児に対する職員配置を5：1に、4歳以上児に対する職員配置を20：1にするよう努めていきます。保育ルームや小規模保育等に対して、保健師の巡回や運営をサポートする保育士の配置など体制の強化を図るとともに、従事者については、全て保育士資格取得者とするよう努めていきます。</b></p> <p>認可外保育施設には、年1回指導監査を実施し、必要に応じて改善指導を行うほか、保育の質の向上を図るための様々な研修を実施しています。</p> <p>今後は、全国的にも課題となっている保育士不足の解消を図るため、<b>保育士の処遇改善について検討するほか、関係機関との連携を図りながら、潜在保育士の再就職を支援する取り組みを実施していきます。また、質の向上を図る観点から、保育士に限らず、教育・保育施設等に従事する職員の処遇改善についても検討していきます。</b></p>

パブリックコメントのご意見及び西宮市子ども・子育て会議での審議等を踏まえて修正した事項（新旧対照表）